

平成 21 年 7 月 28 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号:8309 東証第一部)

当社に対する行政処分について

当社は、本日、金融庁より、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下、早期健全化法)第 20 条第 2 項」及び「銀行法第 52 条の 33 第 1 項」の規定に基づき、下記のとおり業務改善命令を受けました。

世界的な金融危機が深刻化した中、平成 21 年 3 月期決算においては、財務上の不安定要素の縮減ならびにリスクアセットの削減を目的として国内株式関連投資を売却したことによる損失の計上や、株式市場の下落に伴う一部保有株式の減損処理等から、遺憾ながら、当期利益の実績は経営健全化計画に掲げる収益目標との大幅な乖離を余儀なくされました。

当社といたしましては、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、業務改善計画を策定のうえ、引続き、経営健全化計画の収益目標達成に向け最大限の努力を怠りません。

記

1. 処分の理由

平成 21 年 3 月期に当期純損失(赤字)を計上し、経営健全化計画に係る平成 21 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離した。特にその主因となった国内株式関連投資の売却損、保有株式の減損等の有価証券関連損失については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、有価証券投資に係るリスク管理に改善すべき点があったものと認められる。このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる。

2. 命令の内容

(1) 上記処分の理由を踏まえ、有価証券投資に係るリスク管理についての実効性ある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 21 年 9 月 11 日(金)までに提出すること。

(注)上記の業務改善計画の策定にあたっては、早期健全化法第 5 条第 1 項第 4 号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。

(2) 業務改善計画を着実に実施すること。

(3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 21 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に提出すること。

以 上